

明治安田生命から法人専用商品 新逋増定期保険 新発売！

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、2006年11月1日から、「新逋増定期保険」を発売します。

従来の「逋増定期保険E」の商品性（保険金の逋増率等）を見直すことで、万一の際の事業保障から勇退時の退職慰労金準備まで企業経営者の皆さまの幅広いニーズにお応えします。

「新逋増定期保険」の主な特長

特長1. 一定期間経過後、保障額が契約時の5倍まで増加します

一定期間経過後、保険金が年50%複利で逋増します。年々責任が重くなる経営者の皆さまに安心の保障を準備いただけます。逋増率変更年度はニーズにあわせて6年・10年・15年から選択いただけます。

特長2. 勇退時の退職慰労金の財源も確保できます

解約返戻金および積立配当金は、勇退時の退職慰労金の一部として利用いただけます。

特長3. 契約者貸付制度が利用いただけます

保険契約を有効に継続しながら、解約返戻金の80%を限度にご契約者貸付制度を利用いただけます。

特長4. 保険期間を終身とする払済保険に変更することができます

変更時の解約返戻金相当額をもとに、保険金額を一定とする保険期間終身の払済保険に変更することができます。

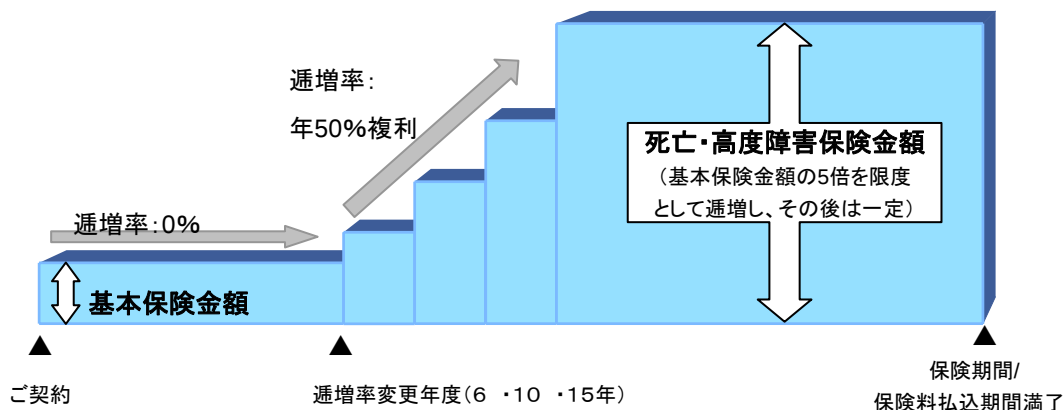
「新逋増定期保険」は、従来の「逋増定期保険E」の逋増率<逋増率変更年度の直前までは年1%（複利）、逋増率変更年度以後は年45%（複利）>を、逋増率変更年度の直前まで逋増率は年0%、逋増率変更年度以後は年50%（複利）に変更しました。

その他、主な変更点として、

- 契約年齢範囲を拡大しました。（従来の30歳～70歳を、20歳～70歳に拡大）
- 最低基本保険金額を引き下げました。（従来の1,000万円～1億円を、500万円～1億円に拡大）

「新通増定期保険」の概要

(1) しきみ図



(2) 保障内容

	支払事由	保険金額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険年度および通増率変更年度に応じて、基本保険金額に所定の率を乗じて得られる死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が、責任開始時以後に発病しまたは発生した疾病または傷害によって保険期間中に身体障害表の第1級の障害状態に該当したとき	死亡保険金額と同額

(3) 主なお取扱い

契約年齢範囲	20歳～70歳	保険期間	60歳満了～80歳満了
基本保険金額	500万円～1億円	配当方式	毎年配当タイプ

(4) 保険金・解約返戻金例

契約年齢：50歳(男性)、保険期間：70歳満了、通増率変更年度：10年

基本保険金額：1億円の場合（保険料：年掛6,907,475円）

(単位：万円)

経過年数	保険金額	解約返戻金	経過年数	保険金額	解約返戻金
1年	10,000	403	11年	22,500	6,863
2年	10,000	1,055	12年	33,750	7,003
3年	10,000	1,716	13年	50,000	6,671
4年	10,000	2,385	14年	50,000	6,223
5年	10,000	3,063	15年	50,000	5,652
6年	10,000	3,750	16年	50,000	4,952
7年	10,000	4,448	17年	50,000	4,074
8年	10,000	5,156	18年	50,000	2,984
9年	10,000	5,877	19年	50,000	1,643
10年	15,000	6,448	20年	50,000	0

以 上